

①知的障害者福祉総論

課題:我が国の知的障害者福祉における法・制度の返遷についてまとめ、あなたの考える今後の方向性について述べなさい。

今日、知的障害児・者福祉制度は一層の充実を図るため、大きな変化を迎えている。最近では平成 17 年に障害者自立支援法が制定され、平成 18 年4月から段階的に施行されている。本レポートでは、障害者自立支援法に焦点をあて、その制度が制定された背景を述べ、今後進むべき方向性について考察を行った。

1. 障害者自立支援法制定の背景

わが国の知的障害福祉は、戦前までは民間の先駆者たちの法に基づかない慈善事業としての実践のみであった。昭和 22 年に成立した児童福祉法を機に、知的障害児の施策が国の施策として実施されることとなった。しかし、18 歳以上を対象とする施策はほとんどなく、生活保護施設である救護施設または精神病院によって行われていた。そこで、本格的な福祉施策を講じる必要性から、昭和 35 年に精神薄弱者福祉法が成立した。兼ねてから議論されていた「精神薄弱」の用語は、平成 11 年より法律用語として「知的障害」に改正された。

知的障害児・者に関わる福祉施策に一貫性をもたらすべく制定されたのが、心身障害者対策基本法(昭和 45 年)である。これはわが国の障害者福祉の方向性を定める画期的なものであった。しかし、ノーマライゼーションの理念が理解されてくると共に、ICIDH の定着もあり、次第に障害そのものの捉え方が大きく変化してきた。その変化に対応すべく、平成5年に「障害者基本法」と法律名を変更し、障害

福祉関連法規の最上級の理念法として再スタートした。この法は、障害者の定着に精神障害者を加え、附帯決議で自閉症者・てんかん患者・難病患者も対象とした。

時代は変化していき、戦後 50 年以上続いた弱者救済、貧困層への特別な配慮という古い福祉に決別すべく、「社会福祉増進のための社会福祉事業等の一部を改正する等の法律」(平成 12 年)が成立した。いわゆる「社会福祉基礎構造改革」である。ここでは社会福祉関連法の改正が行われ、知的障害者福祉法も一部改正された。多様なニーズに対応した、自己選択・自己決定に基づく福祉へと向かうこととなり、そのベースとなったのが、社会福祉事業法から改称した社会福祉法(平成 12 年)である。この社会福祉法の成立により、地域福祉という視点、措置制度から利用契約制度への転換という大きな変化を遂げる。

平成 15 年、長年の措置制度から支援費制度へとこれまでの知的障害対策に大きな転換が図られた。支援費制度は、いわゆるサービス利用者とサービス提供者とが利用契約を結ぶことで成り立つシステムと言える。この制度は、自己選択、自己決定ができること、身近な市町村が窓口となること、多様なサービスが活発となること等、評価された部分は多い。しかし施行後、サービス利用者の増加等による課題が顕在化した。また、障害別の制度間の格差の是正、障害者に対する地域生活支援の一

層の充実といった対応が強く求められるようになった。そのため、各課題に対応すべく、新たに「障害者自立支援法」が制定され、平成18年4月から段階的に施行されている。

「障害者自立支援法」により、身体・知的・精神障害の各サービスの利用の仕組みが一元化され、施設・事業体系の再編、サービスの確保・提供責任の市町村への一元化、費用負担の見直し等が行われ、障害児・者福祉制度はさらに変化することとなった。また、就労支援の抜本的強化も法律制定の目的の一つとなっている。

2. 課題と今後の方向性

現在、知的障害者の高齢化や障害の重度化、就労、グループホームの不足、地域の受け入れ体制の不足など、様々な問題が残されている。また、負担増が現実の生活に多大な影響を与えている。応益負担が障害の重さ(支援ニーズ)に応じて費用負担が増えるという指摘もある。障害福祉は、理念的背景の強い福祉サービスであるだけに、国の意思と責任において推進され、そのもとで、地方が地域持

性を踏まえた地域福祉を実現していけるような財源を確実に確保することが望ましいといえよう。今後、施設入所者は徐々に減少方向へ向かう見通しとなっている。地域生活への移行に伴い、日中活動の場や居住支援サービスが充実していくであろう。そのためには、グループホームの増設やホームヘルパーの確保・養成、地域生活支援事業の充実・浸透、地域住民の理解等が求められる。

3. まとめ

障害者自立支援法は、わが国の障害保健福祉の制度や仕組みを大きく変えることとなった。私たち知的障害福祉従事者は、利用者の将来を見据えた上で、支援を行っていかねなければならない。

参考文献

社会福祉法人全国社会福祉協議会『社会福祉の制度とは』

<http://www.shakyo.or.jp/seido/shougai.html>

平成 19 年5月8日

WAM NET 『障害者自立支援法早わかりガイド』

http://www.wam.jp/shienhou_guide/category1/index.html

平成 19 年5月8日

講評:全体としてよくまとめられていると思います。また、あなたの考える課題と方向性は共感するところ大です。